

空き家を有効活用してみませんか？

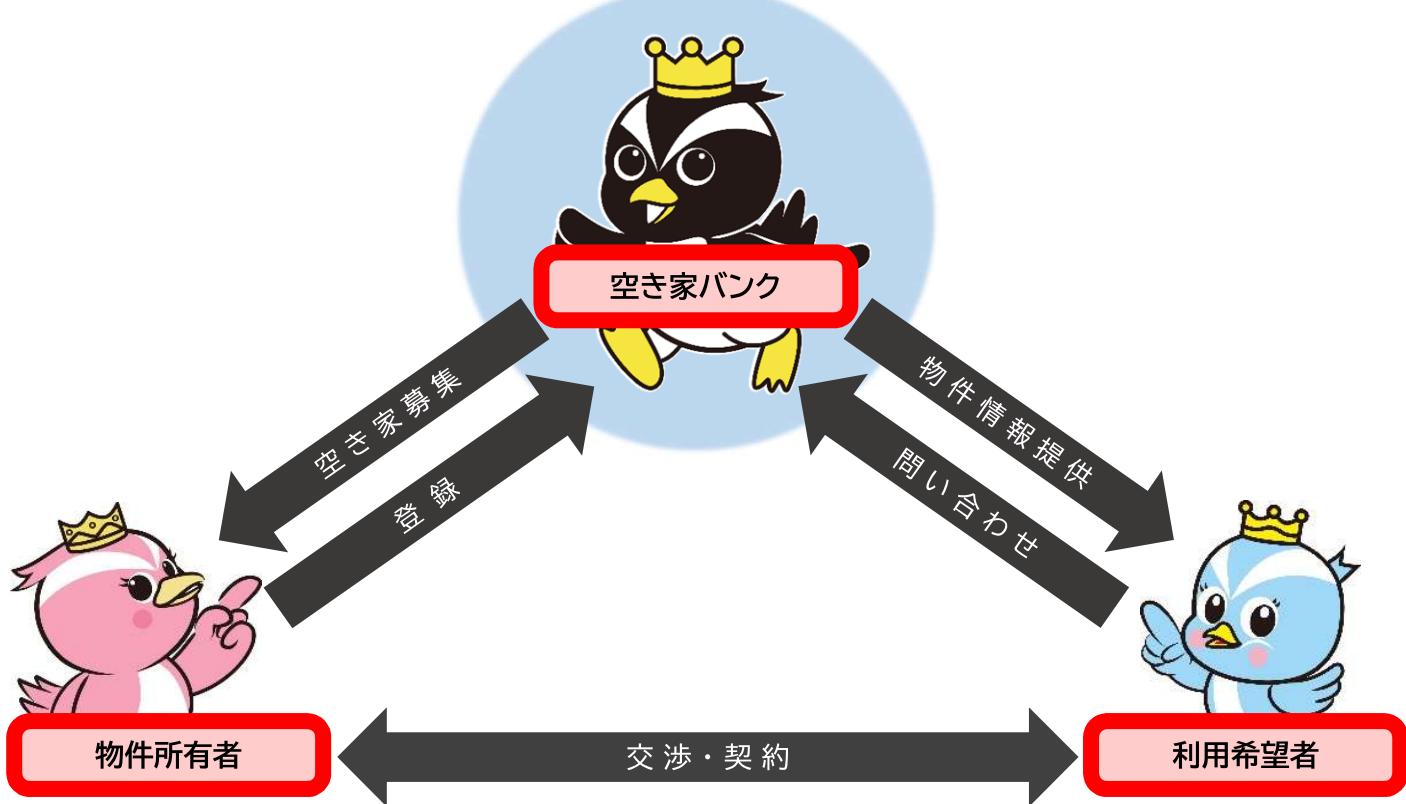
町では、移住・定住促進のため、門川町に移住を希望する方などに空き家情報を提供する「門川町空き家等情報バンク」を設置しています。

町内に空き家を所有している方で「売りたい」「貸したい」とお考えの方はぜひご登録下さい。

空き家バンクとは？

町内の空き家情報を、移住希望者向けの住宅として、町のホームページ等に無料で掲載し紹介する制度です。ただし、交渉や契約については、町は関与しませんので、所有者と希望者の2者間、もしくは不動産業者を通して行っていただきます。

※門川町と連携協定を結んでいます延岡・日向宅建協同組合を通して、不動産業者の紹介もできます。



空き家に関する町の相談窓口

空き家バンク、移住・定住に関すること

門川町まちづくり推進課 地方創生推進係

お問合せ先 ☎0982-63-1140

「門川町空き家等情報バンク」 に関する補助制度

①空き家等情報バンク登録謝礼金支払制度

空き家の情報を提供いただいた方、空き家バンクに登録いただいた所有者に対して、謝礼金をお支払いします。

(1)対象となる空き家

個人が居住を目的として建築されたもので、賃貸、分譲を目的とする建物を除く。

(2)対象者

1. 空き家の所有者
2. 空き家の情報提供について所有者から承諾を受けた者、又はNPO法人。

(3)要件・謝礼金額

■情報提供者…空き家の情報(空き家所在地、所有者の氏名・住所・連絡先)を全て町に提供し、その空き家が空き家バンクに登録されること。(5,000円)

■所有者…空き家を空き家バンクに登録すること。(5,000円)

※情報提供者と所有者が同じである場合は、10,000円

ただし、空き家バンクに登録後、1年以内に正当な理由なく登録を取り下げた場合には、謝礼金を返還していただくことがあります。

②空き家利活用促進事業補助金制度

空き家バンクに登録された物件について、移住者と賃貸または売買契約される場合、空き家の改修や家財道具の処分の費用の一部を補助します。

(1)対象者

1. 空き家の所有者。または、所有者から空き家を借り受けたNPO法人。
2. 空き家の改修等について、所有者から承諾を得られている移住者。

※本補助金制度における「移住者」とは、生活拠点を町外から本町に移す方、または生活拠点を町外から町内に移して1年未満の方をいいます。

(2)対象経費及び補助金の額

1. 空き家の改修に要する対象経費の3分の2以内(補助金の上限額20万円)
2. 空き家の家財道具の処分等に要する対象経費の3分の2以内(補助金の上限額10万円)

※改修は、住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え及び設備改善に限ります(店舗や倉庫等は対象となりません)。

(3)その他

1. 施工業者は、町内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人であること。
2. 以下の場合は、補助金を返還していただくことがあります。
 - (1)当該事業により改修を行った空き家を3年未満で取り壊し、又は売却したとき。
 - (2)3年未満で転出又は転居したとき(引き続き移住者用の住宅として空き家登録を継続する場合は除く)。
 - (3)申請日の属する年度と同一の年度内に門川町に転入しないとき。

※①②のいずれの制度も予算内での交付となりますことを予めご了承ください。